

倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱

平成元年8月1日

告示第207号

最終改正 令和2年6月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、倉敷市工事執行規則(昭和49年倉敷市規則第16号)に定める工事(以下「建設工事」という。)の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。), その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札に参加できない者)

第2条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 第6条の規定による入札参加資格審査を受けていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(入札参加の停止)

第3条 市長は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を3年以内であって市長が定める期間、入札に参加させないこと(以下「入札参加の停止」という。)ができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 市長は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ、入札の遂行、契約の履行及び建設工事の施行上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格審査の申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、毎年、第6条の入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により、入札参加資格審査を受けようとする者(以下「入札参加資格審査申請者」という。)は、次の要件を備えていなければならない。ただし、市長が特に必要でない認められた者については、この限りでない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による許可を受けた

者であること。

- (2) 法第27条の27及び法第27条の29第1項の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（雇用保険加入の有無，健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無の各審査項目において，有又は適用除外とされているものに限る。）の交付を受けていること。
 - (3) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済組合又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)に基づく特定退職金共済に加入していること。
 - (4) 国税，県税又は市税を完納していること。
 - (5) 引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていること。
 - (6) 申請する業種について申請直前の法第27条の23の規定による経営事項審査の年間平均完成工事高を有していること。
- 3 一般競争入札の対象工事に係る入札参加資格審査申請者は，前項に規定する要件のほか，令第167条の6及び倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)第157条の規定に基づく本市の公告において発注工事ごとに定める要件を備えていなければならない。

(申請手続)

第5条 入札参加資格審査申請者は，所定の入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を，毎年2月1日から同月末日(倉敷市の休日を定める条例(平成元年倉敷市条例第40号)に規定する市の休日に当たるときは，その前日)までの間に市長に提出しなければならない。

2 申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第27条の27及び法第27条の29第1項の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (2) 納税証明書
- (3) 建設業許可証明書又は許可通知書
- (4) 工事経歴書
- (5) 営業所一覧表
- (6) 入札の参加又は契約の締結について権限を委任するときは，その委任状
- (7) 法人にあつては商業登記簿謄本，個人にあつては市町村長が証明した代表者の身分証明書
- (8) 建設業退職金共済組合加入証明書，中小企業退職金共済加入証明書，商工会議所特定退職金共済加入証明書又は商工会特定退職金共済制度加入証明書
- (9) 使用印鑑届
- (10) 技術職員名簿
- (11) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

3 市長が特に必要と認める者に限り，第1項の規定にかかわらず，年度中途において申請書を

受け付けることができる。

4 第1項又は前項の規定により申請をした者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合においては、変更を証する書類で市長が必要と認めるものを併せて提出するものとする。

- (1) 商号又は名称及び代表者
- (2) 営業所の名称及び所在地並びにその代表者
- (3) 建設業の許可事項
- (4) 第2項第6号に掲げる委任状の記載事項
- (5) 第2項第9号に掲げる使用印鑑
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(入札参加資格審査)

第6条 入札参加資格審査は、前条の規定により申請をした者(以下「申請者」という。)についてこれを行うものとし、併せて、法第27条の29第1項の規定により算出された総合評定値に次の表に掲げる点数を加減して、申請者に係る点数の合計値を算出するものとする。

区分	加減内容	
1	前年度工事成績評定点の平均点(業種別)に応じ、付加される加減点数	
	工事成績評定点(平均点)	加減点
	90点以上	20
	85点以上90点未満	15
	80点以上85点未満	10
	75点以上80点未満	5
	65点以上75点未満	0
	60点以上65点未満	-5
	55点以上60点未満	-10
	55点未満	-15
2	ISO認証取得(9000シリーズ取得分に限る。)による加点 20点	

2 業者の格付けは、前項の規定により算出された点数の合計値を、次の表の左欄に掲げる建設工事の種類別に、同表の中欄に掲げる点数区分に応じ、同表の右欄に掲げる級別業者に格付けすることによりこれを行うものとする。

種類別	点数区分	級別業者
土木一式工事及び建築一式工事	980点以上	特A
	850点以上980点未満	A上
	750点以上850点未満	A下

	660点以上750点未満	B
	580点以上660点未満	C
	520点以上580点未満	D
	520点未満	E
舗装工事	700点以上	A
	600点以上700点未満	B
	600点未満	C
その他の建設工事	660点以上	A
	520点以上660点未満	B
	520点未満	C

(入札参加資格の決定)

第7条 入札参加資格は、次の表の左欄に掲げる建設工事の入札について、同表の中欄に掲げる工事設計金額区分に応じ、同表の右欄に掲げる入札参加資格者の級別業者に該当する者とする。ただし、特に必要と認められるときは、市長が別に定めるところによるものとする。

種類別	工事設計金額区分 (消費税及び地方消費税を含む。)	入札参加資格者 (級別業者)
土木一式工事及び建築一式工事	3,000万円以上	特A
	2,000万円以上4億円未満	A上
	1,500万円以上2億円未満	A下
	500万円以上1億円未満	B
	6,000万円未満	C
	3,000万円未満	D
	1,000万円未満	E
舗装工事	全金額	A
	5,000万円未満	B
	1,500万円未満	C
その他の建設工事	全金額	A
	5,000万円未満	B
	1,500万円未満	C

2 入札参加資格の有効期間はその年の6月1日から翌年の5月31日までとし、入札参加資格を有する者は当該期間に公告し、又は通知した入札に参加することができる。

(入札参加資格の取消し)

第8条 市長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったとき。
- (2) 第4条第2項各号に規定する要件に欠けたとき。
- (3) 不正の手段により申請書中の重要な事項について虚偽の記載をし、入札参加資格を得たとき。
- (4) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき。

(入札参加資格等の審査会)

第9条 入札参加資格審査及び入札参加の停止その他市長が必要と認めた事項の審議(以下「入札参加資格審査等」という。)は、倉敷市建設工事入札指名等委員会規程(昭和59年倉敷市訓令第1号)第2条に定める副市長委員会が行うものとする。

2 入札参加資格審査等を行う会議は、定時審査会及び臨時審査会とし、定時審査会は毎年1回、臨時審査会は委員長が必要と認めたとき開くものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。